

令和8年度白岡市国民健康保険税の税率改正について (子ども・子育て支援金制度)

健康福祉部保険年金課

1 子ども・子育て支援金について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が公布され、医療保険者は、令和8年度から「子ども・子育て支援金」を拠出するため医療保険料と併せて「子ども・子育て支援金分」を賦課・徴収することとなりました。

現在、国民健康保険では、「医療分」、「後期高齢者支援金分」及び「介護分」が賦課徴収されておりますが、新たに「子ども・子育て支援金分」が加わることとなります。

各国民健康保険者は、国の算定省令などに基づき（都道府県が）算定した「子ども・子育て支援納付金（事業費納付金）」を納付するため国民健康保険税（料）を賦課・徴収することとなります。

2 子ども・子育て支援金の賦課・徴収の基本的な方向性 (子ども家庭庁資料から)

- ・ 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定する。
- ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施する。
- ・ 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。
- ・ 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。

国民健康保険における18歳未満のこどもに係る支援金の軽減措置

- 国民健康保険における支援納付金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、支援納付金の算定に当たっては、P14のとおり、「18歳未満のこども※を除いた18歳以上被保険者数」に応じて按分することとしている。
- ※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこども（高校生年代までのこども）

(参考) 18歳未満のこどもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み (イメージ図)

(18歳未満被保険者)

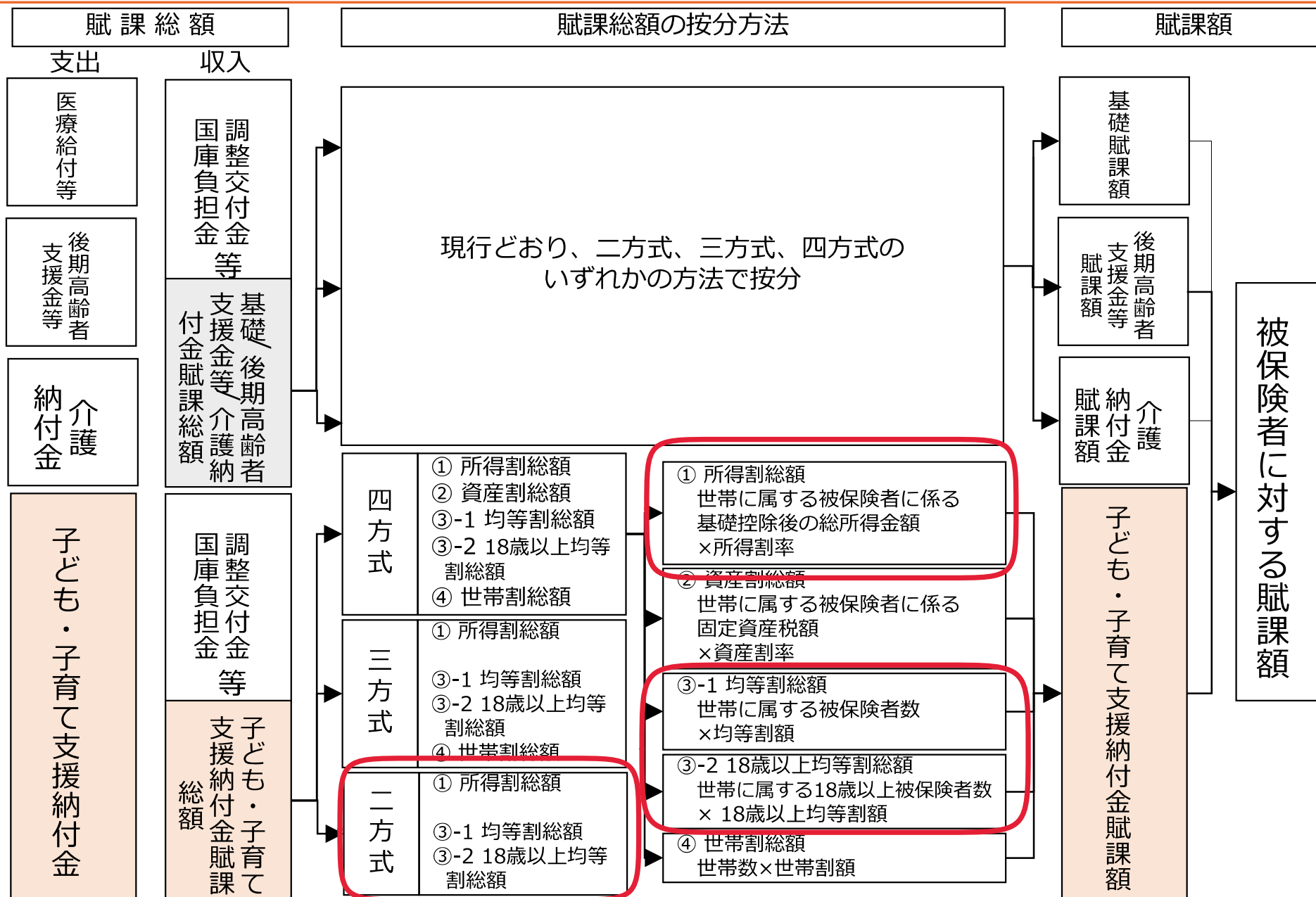
$$\boxed{\text{市町村国保の支援金 (保険料)}} = \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{資産割額}} + \boxed{\text{平等割額}} + \boxed{\text{均等割額}}$$

$$\boxed{\text{18歳未満均等割軽減額の総額}} \div \boxed{\text{18歳以上被保険者数}} = \boxed{\text{18歳以上均等割額}}$$

(18歳以上被保険者)

$$\boxed{\text{市町村国保の支援金 (保険料)}} = \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{資産割額}} + \boxed{\text{平等割額}} + \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{18歳以上均等割額}}$$

支援金制度導入後の国民健康保険制度（現段階のイメージ）



※ ③-1と③-2の区分については、18歳までのこどもの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割総額を設けている。

3 埼玉県における「子ども・子育て支援金」制度に対する対応状況

(1) 子ども・子育て支援納付金の賦課方式について

埼玉県における、都道府県標準保険税率及び市町村標準保険税率算定時の子ども・子育て支援納付金分の賦課方式は、所得割・均等割による2方式としております。

(2) 子ども・子育て支援納付金等の提示

賦課方式を2方式とすることを踏まえ、国の算定省令などに基づき「子ども・子育て支援金」に係る

ア 子ども・子育て支援納付金（事業費納付金）

イ 市町村標準保険税率

を算出し、各保険者（市町村）に提示することとなります。

4 令和8年度白岡市国民健康保険税の子ども・子育て支援金分に係る税率について

- (1) 保険税水準の統一における「準統一」と令和8年度白岡市国民健康保険税の税率
埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）では、「準統一」として令和9年度から「各市町村は県が提示する市町村標準保険税率（収納率格差を反映した統一の保険税率）どおりに税率を設定することとします。」とされております。

このため、本市をはじめ県内市町村では、市町村独自で定めている「医療分」、「後期高齢者支援分」及び「介護分」のそれぞれの税率を、令和9年度から、県の定める「市町村標準保険税率」になるように、税率の段階的な見直しを行っているところです。

令和8年度白岡市国民健康保険税の子ども・子育て支援金に係る税率の設定に当たっては、この「準統一」を踏まえる必要があるものと考え、県が示す「市町村標準保険税率」に合わせるべきと考えます。

(2) 本市に対する「子ども・子育て支援納付金」及び「市町村標準保険税率」

ア 被保険者数等（埼玉県の推計による）

- ・ 被保険者数 7, 772人
- ・ 18歳以上被保険者数 7, 354人
- ・ 18歳未満被保険者数 418人

イ 子ども・子育て支援納付金 26, 589, 355円

ウ 市町村標準保険税率

- ・ 所得割 0. 26% （賦課総額 13, 877, 587円）
- ・ 均等割 1, 585円 （賦課総額 12, 312, 003円）
 - 18歳以上均等割 90円 （うち賦課総額 662, 112円）
- ・ 賦課限度額 未定 （地方税法施行令改正（案）未提供）

※国民健康保険法施行令改正（案）では、「30, 000円」

※この「子ども・子育て支援納付金」等は令和7年11月13日段階での試算状況であり、確定額等（本算定）は、令和8年1月中下旬に示す予定とのことです。

(3) 「市町村標準保険税率（試算段階）」による試算

ア 夫42歳 給与収入3,500,000円（所得2,370,000円）

妻40歳 給与収入 500,000円（所得 0円）

子3歳

【算出】

所得割 (2,370,000円 - 430,000円) × 0.26% = 5,044円

均等割 1,585円 × (3人-1人) = 3,170円

18歳以上均等割 90円 × 2人 = 180円

計 8,394円

改め課税額 8,300円

イ 夫72歳 年金収入2,400,000円 (所得1,300,000円)
 妻70歳 年金収入 800,000円 (所得 0円)

2割軽減世帯

【算出】

所得割 (1,300,000円 - 430,000円) × 0.26% = 2,262円

均等割 1,585円 × 2人 = 3,170円

18以上均等割 90円 × 2人 = 180円

軽減

均等割 2割軽減 1,585円 × 0.2 × 2人 = △634円

18歳以上均等割 90円 × 0.2 × 2人 = △36円

計 4,942円

改め課税額 4,900円

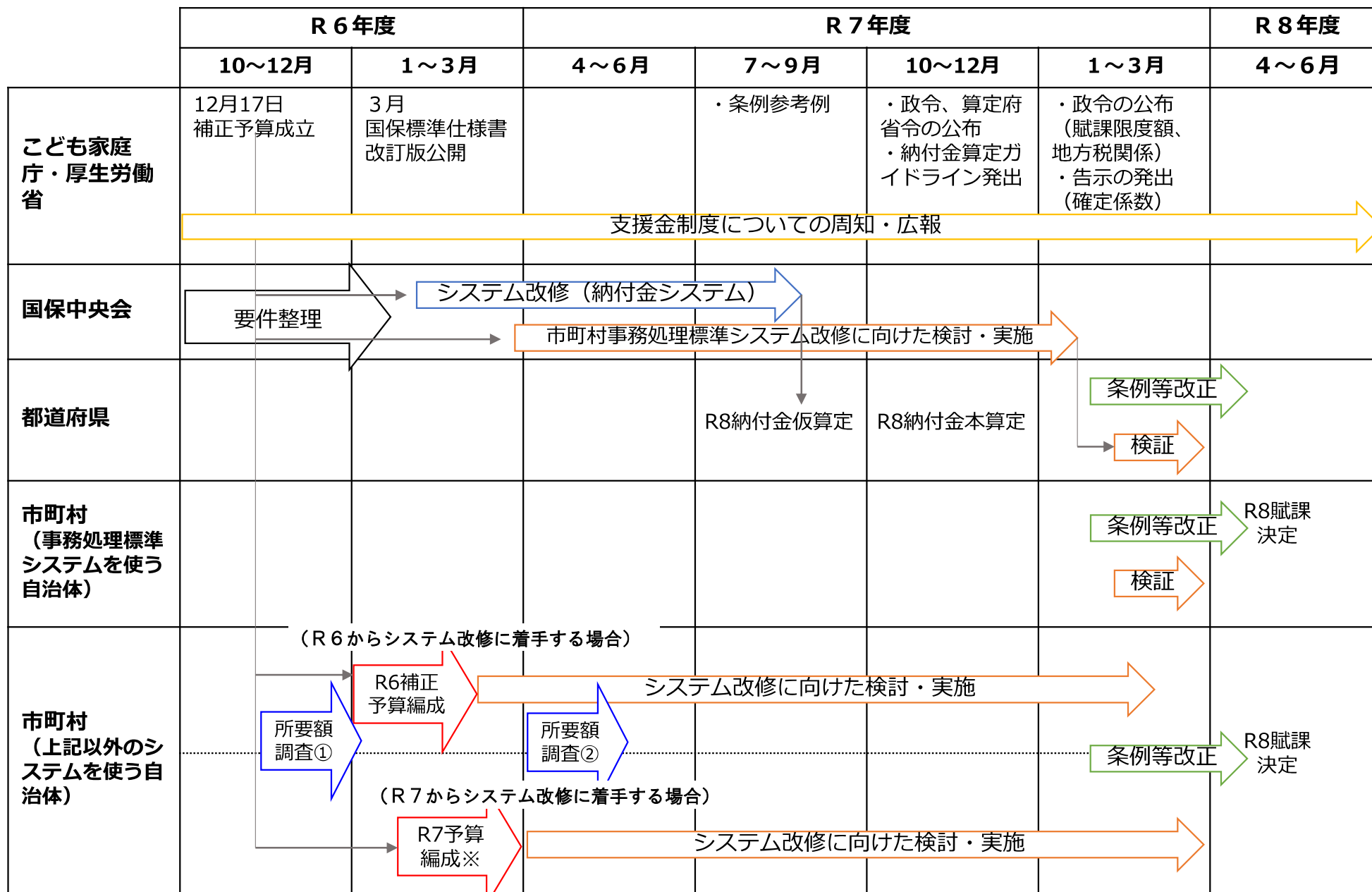
改正予定の下位法令等（国民健康保険制度関係）

○ 現在制定・改正を想定している国民健康保険関係の政省令等は以下のとおり。

※ 現段階での想定であり、今後変更があり得るものであることにご留意いただきたい。

	法令名	概要
政令	国民健康保険法施行令	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の保険料の賦課に関する基準を規定する。 ・国保組合の特別積立金及び給付費等支払準備金の規定に、支援納付金を追加する。 ・子ども・子育て支援納付金に要する費用に係る賦課限度額を規定する。等
	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担等（国保組合に対する事務費負担金、都道府県に対する療養給付費等負担金、普通調整交付金及び組合に対する補助及び保険者支援制度に係る繰入金）に支援納付金の納付に要する費用を追加する。 ・国民健康保険事業費納付金として、支援納付金の納付に要する費用が含まれるよう、規定を整備する。 ・基金事業対象費用額に、支援納付金の納付に要する費用を追加する。
省令	国民健康保険法施行規則	支援納付金賦課限度額を超えることが見込まれる場合の、所得及び固定資産税額の補正方法を規定する。
	国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令	国が都道府県に対して交付する普通調整交付金の算定に用いる調整対象需要額の算定方法が定められているところ、当該項目に支援納付金の納付に要する費用の額を追加する。
	国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令	<ul style="list-style-type: none"> ・国が国民健康保険組合に対し負担する事務費負担金の算定方法に、支援納付金の納付に要する費用の額を追加する。 ・保険者支援制度に係る市町村の繰入金のうち、支援納付金の納付に要する費用に係る部分の算定について必要な事項を追加する。 ・国が各組合に対して補助する組合普通調整補助金の算定に用いる組合調整対象需要額の算定方法に、支援納付金の納付に要する費用の額を追加する。
	国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業費納付金のうち、支援納付金の納付に要する費用に係る部分の算定方法を追加する。 ・市町村標準保険料率及び都道府県標準保険料率について、支援納付金分の算定方法を追加する。
告示	【新規】	国民健康保険事業納付金の算定に用いる被保険者一人当たりの所得について、支援納付金分について、新たに定める。
	都道府県が行う補助金等の交付に関する事務	国保組合等に対する補助金について、支援納付金分の（項）（目）を追加する。
通知等	国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)	支援納付金に係る保険料収納必要総額の算出、納付金の算定、標準保険料率の算定等に関して必要な事項を示す。
	国民健康保険事業費納付金条例参考例	都道府県の国民健康保健事業費納付金の算定に関する条例の参考例を示す。
	国民健康保険条例参考例	市町村の保険料の賦課に関する条例の参考例を示す。

支援金制度の施行に向けたスケジュール案（国民健康保険制度関係）



(※) 令和7年度からシステム改修を開始する自治体に対する補助は、こども家庭庁で本省繰越を行い、令和7年度に補助を行う。